

全学部授業始まる

1日から検問体制も緩和

大学当局は全共闘系学生の授業阻止行動はヤマを越したものとみて、十一月一日よりこれまでの学生証を一人一人検分する「厳戒検問体制」を緩和、特殊の場合を除き本学生の構内への自由な立入りを認めた。これは全学の授業が一応「軌道」にのったこと、他大学とのやり取りも、互いに理由に由来するものである。しかし、授業再開にあたって出した「学長告示」は今なお生きており、検問所では職員がヘルメット・ガバ棒などの凶器を持ち込まないよう監視している。ただ、構内へのハンドマイク持ち込み禁止という項は現在、和泉・生田地区で学生がたびたび使用して、大学側も黙認という形をとっており、有名無実化している。

一日からの検問緩和に際し、大学当局は「通知」を発し本校地区で立ち入り自由の校舎および時間を示した。それによると▽五・六・七・十一号館▽午前八時から午後九時三十分▽十号館▽午後五時から午後九時三十分▽図書館(新館)▽午前九時から午後四時▽大学院(院生のみ)▽午前八時から午後五時となっている。また、事務室の取扱要領は次の通り。

▽一部法学部▽政経学部事務室(七号館)▽法(二部)・商・政経・文・経営各学部事務室▽従来通り▽政経学部事務室▽一、二部とも文学部事務室(六号館)▽短期大学▽経営学部事務室(五号館)▽二部教務課▽小川町校舎▽会計課▽一、二部とも文学部事務室▽学生課▽一、二部とも小川町校舎。

なお、和泉地区委員会ではクラウンドへの隣接を午前八時三十分から午後三時三十分まで開放することを決定。また、生田地区委員会では大学の近くは「憩いの場」がないことなどの理由により、学生のサークル部等使用を一日から認めない。

なお、一、二部を除く(十一日より)各学部学生の授業は一日よりすべて実施された。

大学当局は全共闘系学生の授業阻止行動はヤマを越したものとみて、十一月一日よりこれまでの学生証を一人一人検分する「厳戒検問体制」を緩和、特殊の場合を除き本学生の構内への自由な立入りを認めた。これは全学の授業が一応「軌道」にのったこと、他大学とのやり取りも、互いに理由に由来するものである。しかし、授業再開にあたって出した「学長告示」は今なお生きており、検問所では職員がヘルメット・ガバ棒などの凶器を持ち込まないよう監視している。ただ、構内へのハンドマイク持ち込み禁止という項は現在、和泉・生田地区で学生がたびたび使用して、大学側も黙認という形をとっており、有名無実化している。